

夢！きらリンク愛知国体

～氷上で 繋がる心 輝く未来～



新型コロナウイルス 感染拡大防止ガイドライン

第1版 2020. 11. 26

第2版 2021. 1. 6

第3版 2021. 1. 8

会場に入場する方（一般観覧者を除く）は
①会場地入り14日前から大会終了までの体温・行動の記録、②国体会場受付での記録の提示及び③ADカードの携帯が必要です。

上記3点が確認できない場合、入場を許可することができませんので、注意してください。

愛知県実行委員会

目次

第1	基本事項	
1	位置づけ	1
2	対象者	1
3	共通予防対策	1
第2	健康調査及び会場受付	
1	A D所持者	3
2	一般観覧者	4
第3	式典会場	
1	全般	5
2	受付（入場）及び退場	5
3	式典会場	5
第4	競技会場	
1	全般	7
2	スケート競技	7
3	アイスホッケー競技	8
4	救護所	9
5	弁当	9
6	報道	10
7	おもてなし・物販	11
第5	宿舎・輸送	
1	宿舎	13
2	輸送	15
第6	各種会議	16
第7	体調不良者発生時の対応	
1	全般	17
2	式典会場	18
3	競技会場	18
4	宿舎	19
5	会期後	19
第8	感染者発生周知方法	21

第1 基本事項

1 位置づけ

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会「夢！きらリンク愛知国体」（以下、「愛知国体」という）における新型コロナウイルス感染拡大の防止対策については、公益財団法人日本スポーツ協会が策定した「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」並びに公益財団法人日本スケート連盟及び公益財団法人日本アイスホッケー連盟が策定するガイドラインに定める対策の他、本ガイドラインに基づき実施するものとする。

2 対象者

（1）愛知県実行委員会が発行するADカードを所持する者（以下、「AD所持者」という）

- ・大会参加者（選手・監督・コーチ、大会役員、競技会役員、競技役員等）
- ・報道員（それに準じる者を含む（以下、同じ））
- ・視察員
- ・その他、式典・競技会場内で業務に従事する者
（施設管理者、おもてなし事業者、物販店、競技会場運營業務受託者など）

（2）一般観覧者

3 共通予防対策

（1）手指衛生の励行

- ・会場では、出入口、選手控室、役員控室など、各所に手指用のアルコール消毒液（濃度70%以上95%以下のエタノール）（以下、「手指消毒液」という）を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整え、来場者は随時手指消毒を行う。
- ・会場の手洗い場には、ポンプ式石鹸を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者はこまめに手洗いを行う。

（2）マスク着用の徹底

- ・競技中及びウォームアップ中の選手を除き、常時のマスク着用を徹底する。
- ・会場において、整氷中や競技間など、競技に影響のない時間を使い、マスク着用を促すアナウンスを随時行うとともに、マスク未着用の者には個別に着用を促す。

（3）3密の回避

①密閉の回避

- ・選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、リンクへの影響がない範囲で可能な限り、窓の開放及び換気扇の利用により、定期的（目安：毎時2回）な換気を実施する。

②密集の回避

- ・会場においては、人と人との接触を可能な限り避け、ソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保できる対策を講じる。
- ・受付、シャトルバス乗り場、おもてなしスペースなど、人が並ぶ可能性がある場所では、足元マークの設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限りソーシャルディスタンスを確保するための対策を講じる。

③密接の回避

- ・受付など人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・一般観覧者の入場は、国の示す基準に基づいた収容率・収容人数を超えることがないように対策を徹底する。

(4) ゾーニングの徹底

- ・会場内では、AD所持者と一般観覧者の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やローピングなどで、両者が交わることがないように動線確保を徹底する。

(5) 大声の自粛

- ・AD所持者及び一般観覧者は、会場内においては、大声での会話は自粛する。
- ・競技会場内での一般観覧者の大声での応援及び掛け声は禁止する。

(6) 各自の体調管理

- ・AD所持者は、愛知国体の成功を担う一員であることを自覚し、自らと他の参加者を新型コロナウイルスの感染から守るため、自らの体調管理に最大限の注意を払う。
- ・AD所持者は、会場地入り14日前から会場地を出る日までの間、大人数が集まるイベントや会食を極力避け、各自で新型コロナウイルスへの感染リスクを抑える行動をとるよう努める。
- ・AD所持者は、本ガイドラインに定められた健康チェックや行動記録を必ず行う。
- ・体調不良を自覚する者は愛知国体への参加を自粛する。

(7) 接触確認アプリ（COCOA）の利用

- ・AD所持者及び一般観覧者でスマートフォンの利用者は、原則として、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を事前にインストールの上、利用状態にして常に携帯する。

(8) 個人情報の取得及び管理

- ・AD所持者及び開始式に参加する一般観覧者については、事前に氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、電子メール）の提供を求める。
- ・愛知県実行委員会及び会場地市実行委員会が、本ガイドラインで定める対応を行うために取得した個人情報は厳重に管理し、2021年2月15日（月）から26日（金）までに廃棄する。

第2 健康調査及び会場受付

1 AD 所持者

(1) 体温等の記録

- ・AD 所持者は、会場地入り 14 日前から会場地を出る日までの間、携帯アプリケーション「GLOBAL SAFETY(グローバルセーフティ)」、「JSF ヘルスチェック」又は「健康調査票」(様式1)を使用して、起床時体温、体調及び行動を毎日記録する。

※「GLOBAL SAFETY」及び「JSF ヘルスチェック」を合わせて「体調管理アプリ」という。

(2) 会期中

- ・AD 所持者は、会期中も起床時に検温できるよう体温計を持参する。
- ・AD 所持者は、会場受付において、「体調管理アプリ」又は「健康調査票」を提示し、体調確認を受けるとともに、検温を受ける。(検温は再入場時にも受ける。)
- ・受付担当者は、受付対象者のADカードの確認状況に応じて、以下のとおり対応する。

ア 会場地入り後、確認が初めての場合

「体調管理アプリ」又は「健康調査票」により、会場地入り前までの体温等の記録及び当日の体調について問題がないことに加え、検温で37.5℃未満であることを確認した場合は、ADカードに確認のチェック(シール貼付)を行う。

イ 会場地入り後、既に1回以上の確認がある場合

「体調管理アプリ」又は「健康調査票」により、当日の体調について問題がないこと及び検温で37.5℃未満であることを確認した場合は、ADカードに確認のチェック(シール貼付)を行う。(会場地入り前までの体温等の記録確認は不要)

- ・AD 所持者は、ADカードにチェックを受けた当日は、他会場で「体調管理アプリ」又は「健康調査票」の再度のチェックを受ける必要はない。(他会場においても検温を受ける)
- ・受付時の検温で37.5℃以上の者は、入場できないものとする。(入場を許可しない)
- ・以下の事項が確認された場合、参加を見合わせること。

ア 体調が良くない場合

(例：発熱(37.5℃以上)・咳・喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常などの症状がある)

イ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触がある場合

ウ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合

エ 会場地入り前14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(3) 会期後

- ・AD 所持者は、会場地を出た日の翌日から14日間、自主的に起床時体温、体調及び行動を毎日記録する。(様式の指定なし)

受付及び体温チェックの流れ

会場地入り14日前～	愛知国体会場	
	初回受付	2回目以降受付
「体調管理アプリ」又は「健康調査票」に2週間の体調記録を記入	<ul style="list-style-type: none"> ・「体調管理アプリ」又は「健康調査票」の提示【会場地入り前から当日分】 ・検温 	<ul style="list-style-type: none"> ・「体調管理アプリ」又は「健康調査票」の提示【当日分】 ・検温

2 一般観覧者

(1) 式典会場

- ・開始式に参加する一般観覧者は、事前に配布する「健康チェックシート（開始式一般観覧者用）」（様式2）を記入し、会場の受付において提出する。
- ・開始式会場の受付において、検温を実施し、37.5℃以上であれば入場できないものとする。（入場を許可しない）
- ・以下の事項が確認された場合、参加を見合わせること。
 - ア 体調が良くない場合
(例：発熱（37.5℃以上）・咳・喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常などの症状がある)
 - イ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触がある場合
 - ウ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - エ 会場地入り前14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 競技会場

- ・一般観覧者は、競技会場の受付で健康状態等を確認するためのチェックシートの記入を求められた場合は必ず協力する。
- ・会場において、入場時に受付で検温し、37.5℃以上であれば入場できないものとする。（入場を許可しない）
- ・以下の事項が確認された場合、入場を見合わせること。
 - ア 体調が良くない場合
(例：発熱（37.5℃以上）・咳・喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常などの症状がある)
 - イ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触がある場合
 - ウ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - エ 会場地入り前14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

第3 式典会場

1 全般

- ・挨拶者数の削減、入場行進の廃止等により、式典プログラムの短縮を図る。
- ・密を避けるため、左右2席ずつ及び前後1席ずつ座席の間隔を空けて着席する。(参加者数の上限は、会場定員の3分の1程度)
- ・AD所持者と事前に許可された開始式の一般観覧者(以下、「式典参加者」という。なお、表彰式においては一般観覧者の入場を認めない)以外は、式典に参加できない。
- ・式典参加者は、会場内に設置された手指消毒液により、随時、手指消毒を行う。
- ・式典参加者は、運営等に支障がある場合を除き、常時マスクを着用する。
- ・式典参加者は、歓声や歌を歌う等声を出すことをしない。
- ・会場内では、AD所持者と一般観覧者の動線は明確に分け、両者が交わることがないようにゾーニングする。

2 受付(入場)及び退場

- ・式典会場の受付においては、式典参加区分(例:大会役員、競技会役員、招待者、選手団など)ごとに受付時間を設定するとともに、受付待ちをする式典参加者同士の距離をできるだけ2m(最低1m以上)を保てるよう措置する。
- ・受付担当者と式典参加者の間に、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・式典終了後の退場は、密集しないよう、式典参加区分ごとに順次行う。

3 式典会場

- ・座席配置については、式典参加区分ごとにエリアを分け、ゾーニングを行う。
- ・舞台から客席最前列の距離は水平距離で最低2m以上確保する。
- ・音楽隊については、すべての演奏者は十分な間隔(最低1m)を保持する。また、指揮者は演奏者との距離を2m以上確保するとともに、トランペットやトロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1.5m(可能な限り2m)を確保する。さらに、歌唱者と客席最前列までの距離は水平距離で5m以上の距離を確保する。
- ・登壇者やアトラクション出演者など、ワイヤレスマイクを使用する場合は、原則、1人に1本専用マイクを用意する。ただし、スタンドマイクの場合はこの限りではない。
- ・ドアノブや手すりなど手が触れる頻度が高い箇所は定期的に消毒(消毒用エタノール(濃度70%以上95%以下)又は次亜塩素酸ナトリウム0.05%溶液をしみこませた布で拭いて消毒。

(以下、モノの消毒は同様とする)) をする。

- ・会場内の客席の扉は開放したまま式典を実施する。
- ・式典の前後において、感染拡大予防のためのアナウンスを行う。

第4 競技会場

1 全般

- ・選手・監督、競技役員、報道員、一般観覧者等、競技会場内に入場するすべての者は、各所に設置された手指消毒液を使用し、随時、手指消毒をするとともに、こまめに手洗いをを行い、手指衛生の徹底を図る。
- ・競技会場内に入場するすべての者は、競技中及びウォームアップ中の選手を除き、常時マスクを着用する。
- ・競技会場内では、競技中の選手間のコミュニケーションや監督の指示を除いて、大声での声援、掛け声、会話は行わない。
- ・受付など選手や一般観覧者と対面する場所には、飛沫感染防止のため、フェイスシールドの着用やビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・競技会場内では、A D所持者と一般観覧者の動線は明確に分け、両者が交わることがないようにゾーニングする。
- ・観覧席では、国が示す基準に基づいた収容率・収容人数を超えることがないように、また、一般観覧者同士の距離を確保するため、着席禁止措置などを行う。

2 スケート競技

(1) 選手、監督（チームスタッフを含む）

- ・試合終了後の握手はせず、素手でのハイタッチもしない。
- ・ドリンク等の飲料については、各自で管理の徹底を図る。
- ・ウォームアップやダウンは各自で行い、集団では行わない。
- ・更衣室は、着替えのみとする。
- ・選手控室及び更衣室に長居しない。
- ・選手控室及び更衣室は定期的な換気を行う。
- ・競技用具は適宜消毒をする。
- ・ゴミは各自で持ち帰る。

(2) 競技役員等（競技会場内で業務に従事する者）

- ・選手控室は使用するチームが替わるごとにベンチや机、ドアノブなどを消毒する。
- ・選手が使用し触れた場所をその都度消毒する。
- ・役員打ち合わせは座席距離を確保して行う。
- ・その他、競技運営のため使用した物品や控室等は、可能な限り消毒や換気に努める。
- ・ドリンク等の飲料については、各自で管理の徹底を図る。
- ・観覧席において、禁止行為（大声での応援・掛け声、立入禁止区域への進入など）を行う一

一般観覧者がいた場合は、個別に注意を行う。

- ・ジャッジ席の間にアクリル板を設置する。
- ・選手等と接触がある者はフェイスシールドを着用する。

(3) 一般観覧者

- ・禁止行為（大声での応援・掛け声、立入禁止区域への進入など）を行わない。
- ・選手へ花やプレゼントを渡すことは禁止する。
- ・他の観覧者との接触を極力避け、着席禁止の席には絶対に座らないとともに、人と人との距離（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保して観戦する。
- ・観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。
- ・ゴミは各自で持ち帰る。
- ・その他、競技会場内では、大会スタッフの案内及び指示に従う。

3 アイスホッケー競技

(1) 選手・監督（チームスタッフを含む）

- ・試合終了後の握手はせず、素手でのハイタッチも行わない。
- ・リンク上やプレイヤーズベンチ内などでは、唾を吐かない。
- ・円陣を組んでの声出しは行わない。
- ・プレイヤーズベンチでは、可能な限り接近して座らない。
- ・スクイズボトルやタオル等の使い回しはせず、各自で管理の徹底を図る。
- ・選手控室など人の密集する部屋の利用は、可能な限り短時間に抑えるとともに、時間差を設けて使用するなど過密にならないように留意する。
- ・試合後は選手控室に長居せず、着替えが終わったら速やかに退室する。
- ・試合後には、ヘルメットやグラブ、スティック、スケート靴など他人の飛沫がつきやすい用具の消毒、ジャージやストッキングなどの洗濯を行う。
- ・ゴミは各自で持ち帰る。

(2) 競技役員等（競技会場内で業務に従事する者）

- ・レフェリー及びラインズマンは、試合中を除き、競技会場内では常時マスクを着用する。
- ・レフェリー及びラインズマンは手袋を着用し、ピリオド終了ごとに手洗い・うがいを行う。
- ・役員打ち合わせは座席距離を確保して行う。
- ・オフィシャルボックスで使用する電光掲示操作盤などの機材は、試合ごとに消毒する。
- ・オフィシャルボックス、ペナルティボックス及びプレイヤーズベンチのドアノブは、試合ごとに消毒する。

- ・プレイヤーズベンチ及び選手控室は使用するチームが替わるごとにベンチや机、ドアノブなどを消毒する。
- ・選手控室は作戦ミーティングを除き換気に努める。
- ・オフィシャルボックスは常時ドアや窓を開けるなど密閉空間とならないよう換気する。
- ・その他、競技運営のため使用した物品や控室等は、可能な限り消毒や換気に努める。
- ・自動車利用者は、可能な限り着替えは自宅で行い、更衣室では行わない。
- ・スクイズボトルやタオル等の使い回しはせず、各自で管理の徹底を図る。
- ・人の密集する部屋の利用は、可能な限り短時間に抑えるとともに、時間差を設けて使用するなど過密にならないように留意する。
- ・観覧席において、禁止行為（大声での応援・掛け声、立入禁止区域への進入など）を行う一般観覧者がいた場合は、個別に注意を行う。
- ・選手等と接触がある者はフェイスシールドを着用する。

(3) 一般観覧者

- ・禁止行為（大声での応援・掛け声、立入禁止区域への進入など）を行わない。
- ・他の観覧者との接触を極力避け、着席禁止の席には絶対に座らないとともに、人と人との距離（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保して観戦する。
- ・観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。
- ・ゴミは各自で持ち帰る。
- ・その他、競技会場内では、大会スタッフの案内及び指示に従う。

4 救護所

- ・式典会場及び競技会場に設置する救護所では、体調不良者発生時の対応（第7 1 (2)）は行わない。
- ・救護所で従事する者は、常時マスクを着用する。
- ・窓の開放や換気扇の利用により、定期的な換気を実施する。
- ・救護所の物品（椅子やベッド、ドアノブなど）は、定期的に消毒するとともに、日程終了時には必ず消毒を行う。
- ・応急処置中は、フェイスシールド、マスク及び手袋を着用する。

5 弁当

(1) 受け渡し

- ・弁当業者から会場へ配達される弁当は、会場内にいる係員が会場外で受け取り、会場内に運

び込むこととする。

- ・係員は、マスク、手袋及びフェイスシールドを着用する。
- ・弁当の受け渡しは団体ごとに代表者にまとめて渡すこととする。その際、代表者は必ず事前に送付する予約票を提示する。
- ・弁当の受け渡し時に、弁当ガラ回収用のビニール袋を必要数渡す。

(2) 食事中

- ・飲食の前に必ず手洗い及び手指消毒を行う。
- ・他の食事者との距離を可能な限り保ち、食事中の会話は極力控える。
- ・対面での飲食は避け、同じ方向を向いての飲食を心がける。
- ・飲食が終わったらすぐにマスクを着用する。

(3) 弁当ガラの回収

- ・弁当ガラの回収は団体ごとに代表者がまとめて行い、ビニール袋に密閉した状態で係員に受け渡す。

6 報道

(1) スケート競技会

①報道員

- ・スケート競技会における取材は、原則オンラインにより行うこととし、オンライン取材の対象選手は、取材希望数等に応じて主催者が決定する。
- ・オンライン取材の場所や時間は主催者が指定する。
- ・必要に応じて対面取材を行う場合は、直前に手洗い及び手指消毒をするとともに、取材相手との距離をできるだけ2 m（最低1 m以上）確保して行う。
- ・取材班の人数については、可能な限り最小限に止める。
- ・取材は主催者が予め指定した方法及び場所のみで行う。

②選手・監督等

- ・主催者が指定した取材方法又は取材場所以外での取材は受けない。
- ・マスクを着用していない者からの取材は受けない。
- ・写真撮影を行う際は、撮影時のみマスクを外し、撮影の間は発声をしない。また、撮影終了後は、速やかにマスクを着用する。

(2) アイスホッケー競技会

①報道員

- ・選手に対面取材を行う場合は、直前に手洗い及び手指消毒をするとともに、取材相手との距離をできるだけ2 m（最低1 m以上）確保して行う。

- ・取材班の人数については、可能な限り最小限に止める。
- ・取材は主催者が予め指定した方法及び場所のみで行う。

②選手・監督等

- ・チームで取材を受ける場合は、1チームにつき3名以内（監督含む）とする。
- ・主催者が指定した場所以外での取材は受けない。
- ・マスクを着用していない者からの取材は受けない。
- ・写真撮影を行う場合は、チーム全員での撮影も可とするが、撮影時のみマスクを外し、撮影の間は発声をしない。また、撮影終了後は、速やかにマスクを着用する。

(3) プレスセンター

- ・取材班の人数については、可能な限り最小限に止める。
- ・プレスセンターへの入室は、事前に申請のあった者のみとし、プレスセンター内では指定された座席のみを使用する。

7 おもてなし・物販

(1) おもてなし

①対象者

- ・おもてなし事業の対象は、AD所持者に限定する。ただし、おもてなし会場において、AD所持者と一般観覧者の動線を明確に分けることができる場合は、一般観覧者を対象としたおもてなし事業を実施できるものとする。

②おもてなし事業者

- ・飲食スペースの出入口には手指消毒液を設置する。
- ・飲食物の提供者は、常時マスク及びフェイスシールドを着用するとともに、運営上支障がある場合を除き、手袋を着用する。
- ・カウンター等の来店者と対面する場所には、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・飲食スペースでは、他の食事者との距離をできるだけ2m（最低1m以上）の間隔を確保できる措置をとる。
- ・来店者が正面に向かい合って食事をする場合は、両者の間に飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。ただし、正面ではなく互い違いに座れる場合はこの限りではない。
- ・用意した座席数以上の人数を飲食スペースに入場させない。
- ・可能な限り常時窓を開けて十分な換気を行う。悪天候等により常時換気が困難な場合であっても、毎時2回の換気を行う。

- ・飲食物は可能な限り蓋つき容器又は個包装で提供することとするが、蓋つき容器としない場合は、飲食物の提供者は必ず手袋を着用する。
- ・飲料を提供する場合は、飲み切りサイズ（200～300ml程度）の缶又はペットボトルとする。
- ・来店者が入れ替わる都度、飲食スペースの机及び椅子の消毒を行う。
- ・飲食を終えた者には、速やかな退出を促す。（休憩所としての利用はさせない）

③来店者

- ・飲食中を除き常時マスクを着用する。
- ・飲食中は、極力会話を控えるとともに、大声での会話を行わない。
- ・飲食後は速やかに退出する。

（2）物販

- ・従事者は常時マスクを着用するとともに、運営上支障がある場合を除き、手袋を着用する。
- ・試食や試着は実施しない。
- ・カウンター等の来店者と対面する場所には、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。

第5 宿舎・輸送

1 宿舎

(1) 宿泊施設

①全般

- ・従業員と宿泊者の接触を極力避け、人と人との距離をできるだけ2 m（最低1 m以上）確保する。
- ・従業員や宿泊者がいつでも使えるよう施設内の各所に手指消毒液を設置し、客室を含め施設内の定期的な換気を行う。
- ・ロビー及び廊下等の共用部を移動する際はマスクを着用する。

②客室

- ・宿泊者一人に対し一部屋の配宿を原則とする。ただし、大部屋を利用する際は定員の半数以下の配宿とする。
- ・清掃時には、宿泊者の手が触れるドアノブ、テレビ、リモコン及び照明スイッチ等を消毒する。
- ・使用済みのアメニティは廃棄し、コップ、急須及び湯飲み等の備品は消毒済みのものと交換する。
- ・空調による換気が可能な場合は、常時換気を行う。

③チェックイン・チェックアウト

- ・フロントデスクには、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・選手団等には、代表者がまとめて手続きをし、待機している者には一つの場所に固まらず、分散して待機をするよう要請する。

④大浴場

- ・3密を回避するため、ロッカーの利用制限をするなど、入場人数を制限する。
- ・脱衣室では、ドアノブ、ロッカー、ドライヤー及びイス等の備品を定期的に消毒する。
- ・浴場内の床面の定期的な清掃及び湯桶、シャワー、水栓及び鏡等の定期的な消毒を行う。
- ・浴室での貸しタオルは設置しないこととし、宿泊者に対し客室にある個人用のタオルを持参するよう要請する。

⑤食事会場

- ・従業員は常時マスク又はフェイスシールドを着用する。
- ・食事会場の出入口に手指消毒液を設置し、可能な限り常時窓や扉を開けて十分な換気を行う。悪天候等により常時換気が困難な場合であっても、毎時2回の換気を行う。
- ・食事をする人と人の距離をできるだけ2 m（最低1 m以上）確保出来るようテーブルの間隔を広げる又は座席を間引くなどの配席レイアウトを工夫する。

- ・ 食事者同士が対面で飲食をすることがないよう座席レイアウトを工夫する。
- ・ 対面で食事をしている宿泊者がいる場合は、場所や向きを変えるなどの注意喚起をする。
- ・ 宿泊者の人数と食事会場の収容人数など、宿舍の状況に応じて、人数制限や滞在時間の制限等の必要な措置を取る。
- ・ 原則、ビュッフェ方式での食事の提供は避け、セットメニューでの提供とする。やむを得ずビュッフェ方式とする場合は、宿泊者一人一人にビニール手袋を配布し、ビニール手袋を着用した状態でトングを使用する。
- ・ 食べ終わった食器類の下膳の際は、作業後の手洗い及び手指消毒を徹底し、食事後のテーブル等の消毒を行う。

⑥アイスホッケー防具の乾燥室

- ・ 定期的に換気を行い、ドアノブや室内の清掃及び消毒をする。
- ・ 3密とならないよう、一度に入室できる人数を制限する。

(2) 宿泊者

①全般

- ・ 従業員や他の宿泊者の接触を極力避け、人と人との距離をできるだけ2 m（最低1 m以上）確保する。
- ・ 宿泊施設が要請する人数制限等の新型コロナウイルス感染防止対策を遵守する。
- ・ 定期的な手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・ 宿舍内では、食事や入浴時等を除きマスクを着用する。
- ・ 入館時及び起床時に、必ず検温を行う。

②客室

- ・ 定期的に窓を開け換気を行う。ただし、客室の構造上窓の開閉が不可能な場合は、空調による換気を行う。
- ・ 客室内のトイレでは蓋を閉めて汚物を流す。
- ・ 他の客室への出入りを極力控える。

③チェックイン・チェックアウト

- ・ 代表者がまとめて手続きを行い、待機している者は一つの場所に固まらず、分散して待機をする。

④大浴場

- ・ 浴室内が混雑することのないよう、大勢での入浴を避ける。
- ・ 脱衣室での貸しタオルは使用せず、客室内の個人用タオルを持参する。

⑤食事会場

- ・ 食事会場の入場時に、必ず手洗い及び手指消毒をする。

- ・ 食事開始まで常時マスクを着用し、食事後は速やかにマスクを着用する。
- ・ 食事中は、極力会話を控えるとともに、大声での会話を行わない。
- ・ 食事後は速やかに退出する。

2 輸送

(1) 計画輸送事業者

- ・ 乗客の乗車前及び降車後に、複数の利用者が接触する可能性のある手すり等を消毒するとともに、十分な換気を行う。
- ・ 従事者は常時マスクを着用する。
- ・ バス入口に手指消毒液を設置し、利用者に対し乗車時及び降車時の手指消毒を呼びかける。
- ・ 車内アナウンス等により、利用者に対しマスクの着用及び大声での会話を控えるよう要請する。
- ・ 運行中は外気換気モードによるエアコンの使用を基本とする。

(2) 利用者

①計画輸送を利用する場合

- ・ 常時マスクを着用する。
- ・ バス入口に設置してある手指消毒液を用いて、乗車時及び降車時に手指消毒を行う。
- ・ 極力他の利用者と離れて着席する。
- ・ 車内では、飲食及び必要以上の会話を控える。
- ・ 車内で発生したゴミについては、必ず各自で持ち帰る。

②計画輸送以外を利用する場合

ア 公共交通機関を利用する場合

- ・ 常時マスクを着用する。
- ・ 車内では、飲食及び必要以上の会話を控える。
- ・ 極力まとまって乗車し、一般客との接触を控える。
- ・ その他、運行する会社が定める感染防止対策を遵守する。

イ チーム専用バスを利用する場合

- ・ 常時マスクを着用する。
- ・ 極力他の利用者と離れて着席する。
- ・ 車内では飲食及び必要以上の会話を控える。

ウ 自家用車、社用車及び公用車等を利用する場合

- ・ 他者と乗り合わせる場合は、常時マスクを着用する。
- ・ 他者と乗り合わせる場合は、車内での飲食及び必要以上の会話を控える。

第6 各種会議

(1) 会議主催者

- ・オンラインによる会議運営が可能な場合は、主催者の判断により、積極的にオンライン会議で実施する。
- ・会議室の出入口に手指消毒液を設置する。会議資料を机上配布する場合は、配布者は特に手指消毒に努める。
- ・マイクを使用する場合は、原則、発言者ごとに専用マイクを用意することとする。ただし、複数名が発言するためマイクの用意ができない場合は、スタンドマイクを用意し、発言者がマイクの前に来て、交互に話す（発言者はマイクに触らない）。また、スタンドマイクによらず発言者の間でワイヤレスマイクを回す場合は、発言者が変わるごとに持ち手を消毒する。
- ・出席者同士は距離をできるだけ2 m（最低1 m以上）空けて着席させる。
- ・演台を設ける場合は、発言者と最前列の間隔を2 m以上確保する。
- ・受付を設置し、出席者に対して検温を行う。
- ・受付では、第2 1（2）と同様に健康状態等の確認を行う。
- ・受付担当者と出席者の間には、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・会議室は可能な限り窓や扉を開放するなど十分な換気を実施する。

(2) 出席者

- ・入室時に手指消毒を行う。
- ・常時マスクを着用する。
- ・発言者は、マスクを着用したまま発言する。
- ・会議終了後は速やかに退室する。
- ・会議室内での食事は行わない。
- ・出席者の人数は、以下のとおりとする。

会議名	出席者数
全国代表者会議	各都道府県最大2名まで
全国報道員会議	各社1名まで
監督会議	各チーム1名まで
その他	必要最小限に留める

第7 体調不良者発生時の対応

1 全般

(1) 定義

- ・体調不良者は、発熱（37.5℃以上）又は健康調査票の各項目の症状が確認できる者とする。

(2) 対応

①医療機関等への電話相談

- ・県内居住者はかかりつけ医等の地域で身近な医療機関「診療・検査医療機関」、県外居住者（愛知国体に参加するため県内の宿舎に宿泊する者）は「受診・相談センター」へ電話相談し、指示を受ける。

※診療・検査医療機関及び受診・相談センター一覧は別添のとおり。

- ・診療・検査医療機関又は受診・相談センター（以下、「診療・検査医療機関等」という）へ電話相談した場合、電話した旨及び受けた指示について、式典本部、競技会本部又は大会実施本部に報告する。
- ・式典本部、各競技会本部は、診療・検査医療機関等へ電話相談した報告を受けた場合は、速やかに大会実施本部へ報告する。
- ・大会実施本部は、診療・検査医療機関等へ電話相談した報告を受けた場合は、速やかに式典本部、各競技会本部及び日本スポーツ協会へ連絡する。

②会場における準備

- ・式典会場及び競技会場においては、体調不良者が確認された場合に備え、会場内に隔離できる部屋又はパーティションで仕切ったコーナー（以下、「隔離室」という）を設ける。
- ・隔離室には、医療用个人防护具（マスク、手袋、フェイスシールド等）を常備する。
- ・式典会場及び競技会場においては、体調不良者を移動させるため、運転席と後部座席の間に、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置した車（以下、「体調不良者搬送車」という）を準備する。

③感染が確認された場合

- ・会期中に、AD所持者の中に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者があった場合は、速やかに主催者会議を開催し、大会継続の可否を検討する。
- ・感染が確認された者は、愛知県内の宿泊療養施設への入所や入院など管轄保健所の指示に従い、療養する。

2 式典会場

(1) 受付

- ・式典会場の受付にて体調不良者を確認した場合は、会場内への入場を許可せず、帰宅（又は帰宿）させる。
- ・体調不良者が帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動する。ただし、自家用車又は都道府県やチームが用意する選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先する。
- ・受付担当者は、入場を許可しない者があった場合は、速やかに式典本部へ報告する。

(2) 会場内

- ・式典会場には、体調不良者を隔離できる隔離室を最低1箇所以上用意しておく。
- ・体調不良者を移動させるため、体調不良者搬送車を最低1台以上準備する。
- ・式典本部では、体調不良者の対応担当者を決めておく。
- ・体調不良者に対応する者を極力制限（できるだけ担当者1名）し、対応時に必ずマスク及びフェイスシールド、手袋を着用する。
- ・体調不良者は隔離室に隔離するとともに、診療・検査医療機関等へ電話相談し、指示を受ける。
- ・体調不良者が式典会場から帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動する。ただし、自家用車又は選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先する。
- ・隔離室は窓を開放するなど可能な限り換気を行い、体調不良者が退室した後は、接触部分（ドアノブ、机、椅子など）を消毒する。

3 競技会場

(1) 受付

- ・競技会場の受付にて体調不良者を確認した場合は、会場内への入場を許可せず、帰宅又は帰宿させる。
- ・体調不良者が帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動する。ただし、自家用車又は都道府県やチームが用意する選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先する。
- ・受付担当者は、入場を許可しない者があった場合は、速やかに競技会本部へ報告する。

(2) 会場内

- ・競技会場には、体調不良者を隔離できる隔離室を最低1箇所以上用意しておく。なお、隔離室は、常設の救護所とは別に確保する。

- ・体調不良者を移動させるため、体調不良者搬送車を最低1台以上準備する。
- ・競技会本部では、体調不良者の対応担当者を決めておく。
- ・体調不良者に対応する者は極力制限（できるだけ担当者1名）し、対応時に必ずマスク及びフェイスシールド、手袋を着用する。
- ・担当者は、体調不良者を隔離室に隔離するとともに、選手団帯同スポーツドクターや救護所スタッフと協議し、診療・検査医療機関等に相談し、指示を受ける。
- ・体調不良者が競技会場から帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動する。ただし、自家用車又は選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先する。
- ・隔離室は窓を開放するなど可能な限り換気を行い、体調不良者が退室した後は、接触部分（ドアノブ、机、椅子など）を消毒する。

4 宿舎

- ・宿舎又は自宅において、体調不良者（式典会場又は競技会場の受付において、帰宅又は帰宿を促された者を含む）が確認された場合は、診療・検査医療機関等へ電話相談し、指示を受けるとともに、下記「参加者区分別報告先」のとおり、診療・検査医療機関等へ電話した旨及び受けた指示について報告する。
- ・宿舎では、体調不良者は、客室内に待機するとともに、体調不良者と同部屋に宿泊している宿泊者は別室に移動し待機する。
- ・宿泊施設は、体調不良者に対応する従業員を極力制限し、対応時には必ずマスク及びフェイスシールド、手袋を着用する。
- ・体調不良者が宿舎から医療機関へ移動する際は、原則、競技会場が用意する体調不良者搬送車で移動する。ただし、自家用車又は選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先する。

5 会期後

- ・A D所持者及び一般観覧者のうち、会場地を出た日の翌日から14日の間に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者は、下記「参加者区分別報告先」のとおり、本人又は所属を通じて、速やかに報告する。
- ・競技会本部が感染者の報告を受けた場合は、速やかに大会実施本部へ報告する。
- ・大会実施本部は感染者の報告を受けた場合は、速やかに日本スポーツ協会へ連絡する。

【参加者区分別報告先】

参加者区分	会期中の報告先	会期後の報告先
選手・監督・コーチ	競技会本部	大会実施本部
選手団本部役員	大会実施本部	大会実施本部
視察員	大会実施本部	大会実施本部
大会役員	大会実施本部	大会実施本部
競技会役員、競技役員	競技会本部	競技会本部
招待者	競技会本部	競技会本部
報道員	大会実施本部	大会実施本部
施設管理者	競技会本部	競技会本部
おもてなし事業者、物販店	競技会本部	競技会本部
運営委託業者	競技会本部	競技会本部
ボランティア	競技会本部	競技会本部
一般観覧者	競技会本部	競技会本部

【報告先電話番号】

報告先	電話番号	
	会期中	会期後
大会実施本部	052-614-1800	052-954-6819
競技会本部（日本ガイシアリーナ）	052-602-5177	052-972-3294
競技会本部（アクアリーナ豊橋）	080-1921-7666	0532-51-2603
競技会本部（モリコロパーク）	070-3197-6350	0561-56-0643

第8 感染者発生周知方法

- ・大会期間中又は大会終了後から会場地を出た日の翌日から 14 日の間に、A D所持者及び一般観覧者の中に、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、大会公式Web上に、感染者が滞在した可能性のある競技名、会場、日時、区分、概要等を記載する他、大会実施本部から、以下のとおりメールにて連絡を行う。

区分	連絡先
選手・監督・コーチ	選手団（都道府県体育・スポーツ協会担当者）
選手団本部役員	選手団（都道府県体育・スポーツ協会担当者）
視察員	選手団（都道府県体育・スポーツ協会担当者）
大会役員	本人又は所属担当者
競技会役員、競技役員	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
招待者	本人又は所属担当者
報道員	本人又は所属担当者
施設管理者	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
おもてなし事業者、物販店	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
運営委託業者	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
ボランティア	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
一般観覧者（開始式参加者）	本人
一般観覧者（上記以外）	個別通知は行わない。 (事前に大会公式Web上に掲載する旨を周知)

診療・検査医療機関一覧

1 診療・検査医療機関【県内居住者】

かかりつけ医又は愛知県公式 Web に掲載する診療・検査医療機関。

※ただし、平日時間外や土日は、受診・相談センターへ電話相談。

(愛知県診療・検査医療機関及び受診・相談センター)

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html>



2 受診・相談センター【県外居住者】

	発生場所	受診・相談センター	受付時間	電話
会場	愛知芸術文化センター	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	ウインクあいち	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	日本ガイシ	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	アクアリーナ豊橋	豊橋市保健所	24 時間体制	0532-39-9119
	モリコロパーク	瀬戸保健所	9 : 00-17 : 30	0561-21-1699
夜間・休日相談		上記以外	052-856-0315	
宿舎	名古屋市千種区	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	名古屋市東区	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	名古屋市中区村	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	名古屋市中区	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	名古屋市熱田区	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	名古屋市南区	名古屋市コールセンター	24 時間体制	052-249-3703
	豊橋市	豊橋市保健所	24 時間体制	0532-39-9119

健康調査票

競技名	
-----	--

分類						所属/都道府県																			
氏名						年齢	歳																		
住所																									
連絡先(電話番号)																公式練習		大会期間中							
月/日	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31				
体温	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C				
咳(せき)、のどの痛み、鼻水など風邪の症状																									
だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦し(呼吸困難)																									
体が重く感じる、疲れやすい等																									
味覚や嗅覚の異常																									
新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触																									
同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる																									
過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触																									
過去14日以内に海外渡航歴																									
渡航国名(滞在先・経由地)											渡航期間	~													
相談記述: 相談したいこと、連絡しておきたいことが有れば、記載して下さい。																									
□本人サイン																									

※ 濃厚接触とは、「感染者に必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で人と人との距離が近い接触（1m程度）が一定時間（15分）以上続くこと」と定義します。

※ 帰郷後この用紙は、2月14日まで保管して下さい。また、主催者側の要望があった場合は、提出して下さい。

記載に関して：

- ・体温は計測の数値を記入。
- ・健康状態は、選択ボタンから有無を選択。(プリントアウトした場合は、有り(O)、無し(X)を記入。)
- ・1か月以内に海外渡航歴がある場合は、渡航先(滞在地・経由地)を記載のこと。
- ・健康等相談、連絡したいことが有れば、記載してください。

健康チェックシート（開始式一般観覧者用）

令和 3 年 1 月 27 日

1 起床時体温

_____℃

2 過去 2 週間における以下の事項の有無

平熱を超える発熱（おおむね 37.5℃以上）	【 有 ・ 無 】
咳、のどの痛みなど風邪の症状	【 有 ・ 無 】
だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）	【 有 ・ 無 】
嗅覚や味覚の異常	【 有 ・ 無 】
体が重く感じる、疲れやすい等	【 有 ・ 無 】
新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触	【 有 ・ 無 】
同居家族や身近な知人に感染が疑われる方	【 有 ・ 無 】
政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている 国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触	【 有 ・ 無 】

※ 濃厚接触とは、「感染者に必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で人と人との距離が近い接触（1m程度）が一定時間（15分）以上続くこと」と定義します。

氏名：

年齢：

住所：

電話番号：

メール：

本日より 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、主催者（愛知県）に速やかに報告して下さい。